

佐賀県告示第 205 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する形質変更時要届出区域

鳥栖市真木町字今川 10 番の一部、10 番地先の道路の一部、24 番の一部及び 29 番 2 地先の道路の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物